

「コロナ禍における外国人材受入支援事業費補助金」 ～よくあるお問い合わせ Q & A～

※Q & Aは随時更新してまいります。
令和4年3月8日、令和4年3月9日（追加）

1 補助金対象者について

- Q1-1 留学生は補助対象になるか。
- Q1-2 本社（個人事業主の場合は、住所又は主たる営業所）は県外にあるが、外国人材が就労する工場等は県内にある事業者は、補助対象になるか。
- Q1-3 本社（個人事業主の場合は、住所又は主たる営業所）は県内にあるが、外国人材が就労する工場等は県外にある事業者は、補助対象になるか。
- Q1-4 すでに廃業したが、廃業までの取組は対象になるか。

2 補助対象経費について

- Q2-1 入国後一定期間の待機期間の宿泊費が補助対象となるとのことだが、具体的に何泊何日分が補助対象となるのか。
- Q2-2 宿泊費に係る補助対象の該当・非該当を教えてください。(R4.3.9追加)
- Q2-3 宿泊に伴う食費は補助対象となるか。
- Q2-4 宿泊に伴う宿泊税、入湯税やホテル入会金は補助対象となるか。
- Q2-5 空港から宿泊施設までの移動を含めた宿泊プランの場合はどうなるか。
- Q2-6 宿泊施設は、費用が発生する研修施設（風呂・トイレも個室内）等も対象となるか。
- Q2-7 ウィークリーマンション等を利用した場合、清掃代や寝具使用料は対象となるか。
- Q2-8 令和5年2月28日以降の宿泊費を前払いした場合は、補助対象となるか。
- Q2-9 令和5年2月28日に実施したPCR検査費用は対象となるか。
- Q2-10 入国後3日目以降に、自主検査として実施したPCR検査費用は補助対象となるか。
- Q2-11 補助の対象となる検査の手法はPCR検査のみか。
- Q2-12 PCR検査を行った際の初診料は補助対象となるか。
- Q2-13 帰国前に複数回のPCR検査が義務付けられている場合、1人当たりの補助金額と上限金額の考え方は。
- Q2-14 市町村が実施している補助金等を申請しているが、今回の県の補助金と重複して申請してもよいか。
- Q2-15 消費税の取扱いはどうなるか。
- Q2-16 宿泊費を監理団体と折半した場合、補助対象経費はどうなるか。
- Q2-17 具体的にどの部分の国内移動費が対象となるのか。
- Q2-18 具体的にどのような移動手段が対象となるか。
- Q2-19 移動の手段を外部に委託している場合（貸切バスやハイヤー等）の車両借上費、燃料費、有料道路通行料金は、補助対象経費となるか。
- Q2-20 借上車両（レンタカー等）の運転手の人件費は補助対象経費となるか。
- Q2-21 自社や監理団体等が所有し借上げに費用が発生しない車両（自家用車等）を使用した場合は補助対象となるか。

3 申請手続きについて

- Q3-1 待機期間中の国内移動費及び宿泊費や帰国前のPCR検査費等を監理団体が立て替えた場合、領収書の名義は監理団体でもよいか。
- Q3-2 領収書は写しでもよいのか。
- Q3-3 宿泊証明書は必要なのか。
- Q3-4 宿泊施設への支払いを銀行振り込みで行い、領収書が発行されない場合、どうすればよいか。

- Q3-5 申請期限を過ぎた場合、申請はできないのか。
- Q3-6 なぜ、申請期限が外国人材の入国後の待機期間が完了又は義務付けられているPCR検査の最後の検査が終了した日に応じて設定されているのか。
- Q3-7 振込口座が当座預金等で通帳がない場合には、何を添付すればよいか。
- Q3-8 技能実習計画認定申請書の第2面はすべて提出する必要があるのか。
- Q3-9 他社の外国人材と乗り合わせて移動した場合、どのように申請したらよいか。また、燃料費の1台当たりの金額は各企業ごとに適用されるのか。
- Q3-10 Q3-9中の「監理団体等から申請者に対しての請求段階で行われる按分」について、按分方法によっては、1人当たりに要した費用の合計額がレンタカー店等への支払額と一致しない場合もあるが、どのように申請すればよいか。(例：引率職員を含めた人数で按分した場合や引率職員の人件費等補助対象外経費が含まれる額を按分した場合等)
- Q3-11 申請者が国内移動費を支払う相手方(例：監理団体)が、外部(例：入国後講習実施先)に空港から待機施設までの移動を委託している場合、委託先とレンタカー店間等の支払書類は必要か。
- Q3-12 国内移動費の支払先(例：監理団体)が、空港から待機施設までの移動を「1人当たり〇千円」といった形で外部(例：入国後講習実施先)に委託しており、対象経費(借上費、燃料費、有料道路通行料金)の切り分けがなされていないが、どのように申請すればよいか。

4 その他について

- Q4-1 予算が無くなったら事業は終了するのか。
- Q4-2 なぜ、上限額を設けているのか。
- Q4-3 申請期限より前に、国が入国後一定期間の待機や帰国前に義務付けられているPCR検査及び陰性証明の要請を終了した場合、事業は終了するのか。
- Q4-4 令和5年3月以降の入国を予定しているが補助対象とならないのか。

1 補助金対象者について

Q1-1 留学生は補助対象になるか。

A 当該補助金は、外国人材を受け入れるに当たり、受入事業者が追加的に負担する経費の一部を支援するものであり、留学生は対象としていません。【要綱第2条】

Q1-2 本社（個人事業主の場合は、住所又は主たる営業所）は県外にあるが、外国人材が就労する工場等は県内にある事業者は、補助対象になるか。

A 本社が県外であっても、当該外国人材を県内の工場等の事業所で雇用している場合には、補助対象になります。【要綱第3条】

Q1-3 本社（個人事業主の場合は、住所又は主たる営業所）は県内にあるが、外国人材が就労する工場等は県外にある事業者は、補助対象になるか。

A 本社が県内であっても、当該外国人材を県外の工場等の事業所で雇用している場合には、補助対象になりません。【要綱第3条】

Q1-4 すでに廃業したが、廃業までの取組は対象になるか。

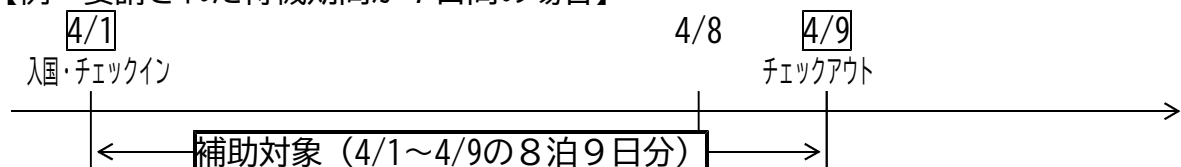
A 申請時点で事業を営んでいる法人又は個人が対象となりますので、申請時点ですでに廃業している事業者は補助対象となりません。【要綱第3条】

2 補助対象経費について

Q2-1 入国後一定期間の待機期間の宿泊費が補助対象となるとのことだが、具体的に何泊何日分が補助対象となるのか。

A 補助対象となるのは、国が要請する待機期間です。
令和4年3月8日現在、入国日を0（ゼロ）日目として、入国の次の日から起算して、最大7日間の待機が要請されています。要請された待機期間が7日間の場合は、8泊9日分が補助対象となります。

【例：要請された待機期間が7日間の場合】



Q2-2 宿泊費に係る補助対象の該当・非該当を教えてください。(R4.3.9追加)

- ① 国の水際対策により、「原則7日間の自宅待機を求めるが、入国後3日目以降に自主検査を受け、陰性の結果を厚生労働省（入国者健康確認センター（以下「センター」という。））に届け出て確認が完了した場合は、その後の自宅待機の継続は求めない」とされている場合に該当する。

以下ア～ウのケースの取扱は。

- ア 入国後3日目以降の自主検査で陰性となり、その結果をセンターに届け出て確認が完了し、待機が求められなくなった後も、自主的に待機を継続する場合、宿泊費は補助対象となるか。
- イ 入国後3日目以降の自主検査の陰性の結果に係るセンターの確認が完了するまで時間を要した場合、その間の宿泊費も補助対象となるか。
- ウ 入国後3日目以降も自主検査を実施せず、7日間の待機を行った場合、その分の宿泊費は補助対象となるか。

- ② 国の水際対策により、検疫所の宿泊施設での待機が求められている場合、その分の宿泊費は補助対象となるか。

A

- ① ア 補助対象は、国の要請にもとづく待機に係る宿泊費であるため、自主的な待機は補助対象となりません。

イ 自主検査の陰性の結果に係るセンターの確認が完了するまでは、原則7日間の待機の要請が継続されているため、補助対象となります。

つまり、センターの確認完了までに時間を要した場合は、最大で7日間の待機が補助対象となりえます。

一方で、センターの確認が完了した日の翌日以降の待機は、国の要請にもとづく待機とは言えないため、補助対象となりません。

ウ 自主検査を実施しなかった場合は、7日間の待機は国の要請に該当するため、補助対象となります。

- ② 検疫所の宿泊施設での待機に係る宿泊費について、国の全額負担となり、受入事業者の費用負担が発生しない場合は、補助対象となりません。

なお、令和4年3月9日現在、検疫所の宿泊施設での待機については「提供する食事を含め、費用はかからない」とされています。（厚生労働省HP「水際対策に係る新たな措置について（よくある質問）」から）

Q2-3 宿泊に伴う食費は補助対象となるか。

A 食費は補助対象外です。宿泊費と食費は分けて整理してください。

Q2-4 宿泊に伴う宿泊税，入湯税やホテル入会金は補助対象となるか。

- A 宿泊税や入湯税については，宿泊費の一部として補助対象経費とします。
ただし，ホテル入会金については，入会による特典（割引料金等）の効果が，補助対象期間外にも及ぶことから，補助対象外経費とします。
なお，ホテル入会金は補助対象外経費ではありますが，入会を妨げるものではありません。

Q2-5 空港から宿泊施設までの移動を含めた宿泊プランの場合はどうなるか。

- A 宿泊費と交通費は分けて整理し，申請してください。ただし，宿泊費と一体となり，分けることができない宿泊に伴う無料送迎サービスについては，例外的に全額を宿泊費として補助対象とします。【要綱第4条】

Q2-6 宿泊施設は，費用が発生する研修施設（風呂・トイレも個室内）等も対象となるか。

- A 検疫時の誓約書に記載された待機場所であり，国の要請内容を満たす待機施設である場合は，研修施設やウィークリーマンションなど，ホテル以外の施設も対象となります。ただし，待機施設は原則個室管理が必要とされているため，宿舍のトイレやお風呂など，複数の人が共同で使用する場所がある施設は対象外となりますので，ご注意ください。
なお，申請を行う場合は，外国人材を雇用する受入事業者が宿泊費を負担した上で，必要事項（利用した外国人材の氏名，宿泊期間，宿泊施設名，1人当たり必要とした費用，支払者，支払日）が記載されている領収書の写しが必要です。領収書にこれらの記載がない場合は，これらの分かる書類を別途添付してください。

Q2-7 ウィークリーマンション等を利用した場合，清掃代や寝具使用料は対象となるか。

- A ウィークリーマンション等の借上経費のうち，一般的にホテル・旅館等において宿泊費に含まれる経費については，補助対象経費とします。
<宿泊費に含まれるものの例>
清掃代，寝具使用料，寝衣代，入浴代（入湯税），宿泊税，インターネット代，Wi-Fi代，水道光熱費，サービス料，奉仕料
<宿泊費に含まれないものの例>
食事代，消費税

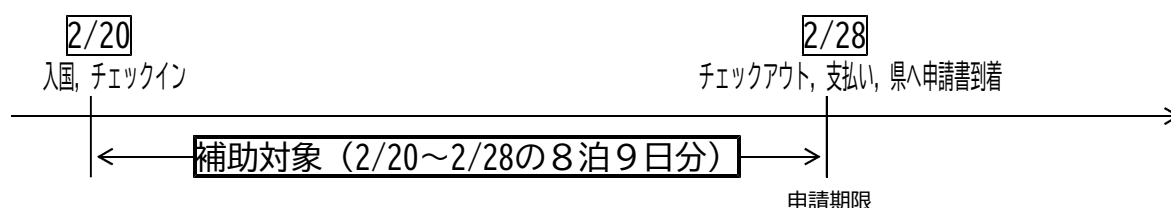
Q2-8 令和5年2月28日以降の宿泊費を前払いした場合は、補助対象となるか。

A 補助対象となりません。

令和5年2月28日までに入国後の待機期間が完了し、同日までに受入事業者において宿泊費を支払い、かつ同日17時までに県へ申請書類一式が到達したものが、補助対象となります。【要綱第4条】

国の水際対策において、入国後3日目以降の自主検査の結果によっては待機期間が短縮される可能性もあることから、待機期間が完了し、宿泊費が確定した後に申請していただくよう、このような取扱いとしています。

※ 補助対象となる例：2/20に入国し、同日ホテルにチェックイン、2/28の朝チェックアウトする場合（ホテル滞在8泊9日）



Q2-9 令和5年2月28日に実施したPCR検査費用は対象となるか。

A 令和5年2月28日までに、帰国前に義務付けられているPCR検査の最後の検査が終了し、同日までに受入事業者において費用を支払い、かつ同日17時までに県へ申請書類一式が到達したものが、補助対象となります。【要綱第4条】

Q2-10 入国後3日目以降に、自主検査として実施したPCR検査費用は補助対象となるか。

A 設問の例も含め、入国後に実施した自主検査は、補助対象となりません。
当補助金は、帰国前に義務付けられているPCR検査を対象としています。【要綱第4条】

Q2-11 補助の対象となる検査の手法はPCR検査のみか。

A 検査の方法は、渡航先によって異なります。対象国・地域の政府が指定した検査方法であれば、補助対象となります。

なお、検査の条件（出国前72時間前）等も異なりますので、詳細につきましては、対象国・地域の大使館等の情報をご確認ください。

Q2-12 PCR検査を行った際の初診料は補助対象となるか。

A 初診料については、検査及び陰性証明発行に必要な経費として、補助対象経費とします。

Q2-13 帰国前に複数回のPCR検査が義務付けられている場合、1人当たりの補助金額と上限額の考え方は。

A 1人当たりに係る全てのPCR検査及び陰性証明書発行費の合計額に対し、補助金額が5分の4以内、上限額が3万円となります。【要綱第5条】

Q2-14 市町村が実施している補助金等を申請しているが、今回の県の補助金と重複して申請してもよいか。

A 県と市町村等との重複申請はできません。ただし、市町村等に申請した外国人材以外の分や、同じ外国人材の分であっても、県と市町村等で対象経費が異なる場合（例：県に宿泊費を、市町村に国内移動費をそれぞれ申請する場合）については、申請可能です。

なお、市町村等の補助金の取扱いについては、各市町村等担当窓口にご相談ください。【要綱第5条】

Q2-15 消費税の取扱いはどうなるか。

A 補助金交付申請書の補助金交付申請額の算定段階において、消費税は補助対象経費から除外して算定してください。

Q2-16 宿泊費を監理団体と折半した場合、補助対象経費はどうなるか。

A 補助対象は、県内の事業所で外国人材を雇用する事業者（法人、個人）が実際に負担した宿泊費が対象となります。

監理団体と折半した場合は、実際に事業者が負担した半額部分が補助対象経費となります。

例：宿泊費6,000円（消費税除く）／1人1泊当たり税抜額を監理団体と事業者で折半した場合

- ・事業者の実際に負担した宿泊費 $6,000円 \times 1/2 = 3,000円$ （補助対象経費）
- ・補助金額 $3,000円 \times 4/5 = 2,400円$

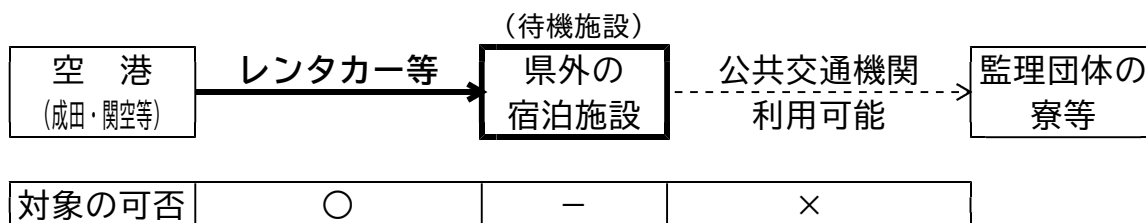
Q2-17 具体的にどの部分の国内移動費が対象となるのか。

A 補助対象となるのは、以下のとおりです。

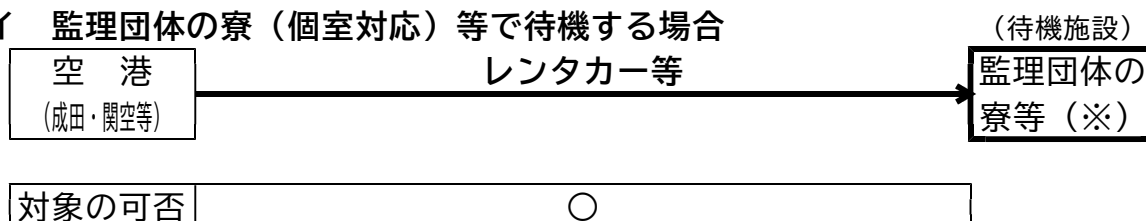
当事業の目的は、国から公共交通機関の不使用が要請されている期間の移動に際し追加的に負担する経費への支援を目的としています。要請期間以降の移動については、これまでも何らかの負担がなされていたことから対象外となります。

なお、令和4年3月8日現在、一定の条件を満たす場合は、入国後の待機施設までの移動についても公共交通機関の使用が可能となっています。この場合に、公共交通機関を使用する際の国内移動費（例：鹿児島空港への航空費、鹿児島中央駅への新幹線代等）は補助対象外となりますので、ご注意ください。

ア 宿泊施設等で待機する場合



イ 監理団体の寮（個室対応）等で待機する場合



※ 監理団体等の寮のうち、検疫時の誓約書に記載された待機場所であり、国の要請内容を満たす待機施設に該当し、県内企業が宿泊費を負担する場合に限り、補助対象となります。

Q2-18 具体的にどのような移動手段が対象となるか。

A 国の要請内容を満たす、公共交通機関以外の移動手段（自家用車，受入企業・団体所有車両，レンタカー，ハイヤー，入国者専用車輛等に限る）が対象となります。

Q2-19 移動の手段を外部に委託している場合（貸切バスやハイヤー等）の車両借上費，燃料費，有料道路通行料金は，補助対象経費となるか。

A 国の要請内容を満たす移動手段である場合は，レンタカーを借り上げた場合同様，対象とします。ただし，補助対象経費（車両借上費，燃料費，有料道路通行料金）はそれぞれ切り分けて申請してください。

なお，燃料費が車両借上費と一体となり，切り分けることができない場合は，例外的に全額を車両借上費として補助対象とします。

Q2-20 借上車両（レンタカー等）の運転手の人件費は補助対象経費となるか。

A 運転手代は原則対象外です。なお，車両借上費と一体となり，切り分けることが出来ない運転手代については，例外的に全額を車両借上費として補助対象とします。

Q2-21 自社や監理団体等が所有し借上げに費用が発生しない車両（自家用車等）を使用した場合は補助対象となるか。

A 自家用車等の借上げに追加的な費用が発生しない車両を使用した場合，車両借上費については（そもそも発生しないため），補助対象となりません。燃料費及び有料道路通行料金は，補助対象となります。

3 申請手続きについて

Q3-1 待機期間中の国内移動費及び宿泊費や帰国前のPCR検査費等を監理団体が立て替えた場合、領収書の名義は監理団体でもよいか。

A 受入事業者が支払ったことが分かるものが必要です。そのため、各費用ごとに、次の①、②の書類を提出してください。

【車両借上費】

- ① 監理団体から申請者宛に発行された領収書（明細書）の写し
- ② レンタカー店等から監理団体宛に発行された領収書（明細書）の写し

なお、①、②のいずれかにより、必要事項（借上車両、借上期間（借受日、返却日、借上日数）、1人当たり必要費用（※）、支払者、支払日）が確認できる必要があります。必要事項が確認できない場合は、それが分かる書類を別途添付してください。

（※）自社以外の外国人材が含まれる場合のみ

【有料道路通行料金】

- ① 監理団体から申請者宛に発行された領収書（明細書）の写し
- ② 有料道路運営会社やレンタカー店等から監理団体宛に発行された利用証明書や領収書（明細書）等の写し

なお、①、②のいずれかにより、必要事項（利用区間、利用期間、1人当たり必要費用（※）、支払者、支払日）が確認できる必要があります。必要事項が確認できない場合は、それが分かる書類を別途添付してください。

（※）自社以外の外国人材が含まれる場合のみ

【宿泊費】

- ① 監理団体から申請者宛に発行された領収書（明細書）の写し
- ② 宿泊施設から監理団体宛に発行された領収書（明細書）の写し

なお、①、②のいずれかにより、必要事項（利用した外国人材の氏名、宿泊期間、宿泊施設名、1人当たりの宿泊費用、支払者、支払日）が確認できる必要があります。必要事項が確認できない場合は、それが分かる書類を別途添付してください。

【PCR検査費及び陰性証明書発行費】

- ① 監理団体から申請者宛に発行された領収書（明細書）の写し
- ② 検査機関から監理団体宛に発行された領収書（明細書）の写し

また、①、②のいずれかにより、必要事項（検査受診者、検査日、検査機関名、1人当たり必要費用、支払者、支払日）が確認できる必要があります。必要事項が確認できない場合は、それが分かる書類を別途添付してください。

※ 外国人材個人が立替払いした場合は、①「検査機関から外国人材個人宛に発行された領収書（明細書）」の写し及び②「申立書」を添付してください。

Q3-2 領収書は写しでもよいのか。

A 領収書（監理団体等が立て替えた場合の領収書も含む）については、原本でも写しでも構いませんが、原則として、提出後の返却には応じかねますので、返却する必要のないものを提出してください。

Q3-3 宿泊証明書は必要なのか。

A 領収書（監理団体等が立て替えた場合の領収書も含む）や宿泊施設が発行した明細書のいずれかに、必要事項（利用した外国人材の氏名、宿泊期間、宿泊施設名、1人当たりの宿泊費用、支払者、支払日）が記載されていない場合は、宿泊施設に確認いただいた上で、領収書と併せて宿泊証明書を提出してください。

なお、宿泊証明書は、本補助金の申請以外の用途が見込まれないことから、原本の提出をお願いします。

Q3-4 宿泊施設への支払いを銀行振り込みで行い、領収書が発行されない場合、どうすれば良いか。

A 宿泊施設が発行する請求書の写しと、それに対応する振込明細票等の写しなど、宿泊費の支払いが確認できる書類を提出してください。

なお、請求書の写しに必要事項（利用した外国人材の氏名、宿泊期間、宿泊施設名、1人当たりの宿泊費用、支払者、支払日）の記載がない場合は、請求明細書や宿泊証明書（Q3-3参照）など、必要事項が分かる書類を別途添付してください。

Q3-5 申請期限を過ぎた場合、申請はできないのか。

A 申請期限を超えた場合の申請は受け付けられません。

Q3-6 なぜ、申請期限が外国人材の入国後の待機期間が完了又は義務付けられているPCR検査の最後の検査が終了した日に応じて設定されているのか。

A 本事業は、執行管理の観点から、申請事業者における入国後の事務処理及び郵送に係る期間を考慮した上で、申請期限を設定しています。

入国時期等によっては申請期間が短い場合もありますがご了承ください。

Q3-7 振込口座が当座預金等で通帳がない場合には、何を添付すればよいか。

A 当座勘定照合表の写しなど、金融機関名、本支店名、店番号、口座の種別、口座番号、口座名義（カナ）の情報が確認できる書類を添付してください。

Q3-8 技能実習計画認定申請書の第2面はすべて提出する必要があるのか。

A 技能実習計画認定申請書の第2面には、「技能実習を行わせる事業所」や「技能実習生」の氏名等が複数ページにわたって記載されているため、第2面すべての提出をお願いしているところです。

また、本補助金の対象となる技能実習生が複数の場合は、技能実習生ごとに技能実習計画認定申請書及技能実習計画認定通知書の写しを準備し、提出してください。

Q3-9 他社の外国人材と乗り合わせて移動した場合、どのように申請したらよいか。また、燃料費の1台当たりの金額は各企業ごとに適用されるのか。

A 申請は外国人材を受け入れる企業ごとに行う必要があります。

燃料費については、乗り合わせて移動した外国人材の数（同乗人数）を申請者が受け入れる外国人材の人数（申請人数）で按分して算定します。

なお、車両借上費及び有料道路通行料金については、監理団体等から申請者に対しての請求段階で、上記の按分がなされるものと考えられるため、基本的には監理団体等から請求があった額（支払金額）を基に算定します。

Q3-10 Q3-9中の「監理団体等から申請者に対しての請求段階で行われる按分」について、按分方法によっては、1人あたりに要した費用の合計額がレンタカー店等への支払額と一致しない場合もあるが、どのように申請すればよいか。

（例：引率職員を含めた人数で按分した場合や引率職員の人件費等補助対象外経費が含まれる額を按分した場合等）

A たとえば、引率職員を含めた人数で按分したため、外国人材のみで按分する場合より1人あたりに要した費用が低くなった場合でも、申請者が実際に請求及び支払した額を元に補助を行います。

また、引率職員の人件費等の補助対象外経費が含まれる額を按分している場合は、補助対象経費である車両借上費及び有料道路通行料金に係る額との切り分けを明確に行った領収書の発行を、申請者から監理団体等へ依頼してください。

なお、審査の過程で、追加でお尋ねや補正をお願いすることがあります。

Q3-11 申請者が国内移動費を支払う相手方（例：監理団体）が、外部（例：入国後講習実施先）に空港から待機施設までの移動を委託している場合、委託先とレンタカー店間等の支払書類は必要か。

A 今回の申請にあたっては、申請者の支払先の支払状況までを確認しますので、この場合、委託先（入国後講習実施先）の支払書類までは必要ありません。（申請企業から見て2段階さかのぼり）

Q3-12 国内移動費の支払先（例：監理団体）が、空港から待機施設までの移動を「1人当たり〇千円」といった形で外部（例：入国後講習実施先）に委託しており、対象経費（借上費、燃料費、有料道路通行料金）の切り分けがなされていないが、どのように申請すればよいか。

A 基本的には対象経費ごとに切り分けて申請をお願いします。

切り分けることが難しい場合は、例外的に全額を車両借上費として申請してください。

4 その他について

Q4-1 予算が無くなったら事業は終了するのか。

A 予算が無くなり次第、終了となります。

Q4-2 なぜ、上限額を設けているのか。

A 水際対策への対応として、想定外の費用負担が生じている事業者に対してできるだけ幅広く補助することが必要であると考えており、そのため、1事業者当たり100万円の上限を設定したところです。

なお、上限額に達するまでは、何度でも申請することが可能です。

Q4-3 申請期限より前に、国が入国後一定期間の待機や帰国前に義務付けられているPCR検査及び陰性証明の要請を終了した場合、事業は終了するのか。

A 当事業は、国からの要請により、県内企業が外国人材を受け入れるに当たって生じる追加的経費を支援することを目的としています。

そのため、国からの要請が終了した日以降の経費は補助対象経費となりません。

Q4-4 令和5年3月以降の入国を予定しているが補助対象とならないのか。

A 今回は令和5年2月28日までに入国が完了した経費を対象としておりますが、今後の国の水際対策の状況等を注視し、補助金継続の有無を含め、必要に応じた事業内容の検討を行います。